

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年6月20日 11時15分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南小松南東方沖（琵琶湖西部） 男松 ^{おとこまつ} 三等三角点から真方位121°380m付近 （概位 北緯35°13.6′ 東経135°58.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{スピードスター} SPEED STERは、航行中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SPEED STER、1.6トン 251-21018滋賀、個人所有 ガソリン機関2基、4サイクル、出力288.4kW（合計）、回転数毎分8,000、3気筒、ボア100mm
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、ウェイクボーダーをけん引して航行中、一旦、両舷機を停止したのち、再度始動しようとしたが、左舷機が始動せず、右舷機の回転数を上げて航行を開始したところ、右舷機も停止し、両舷機共に始動できなくなった。 本船は、付近を航行していた警察の警備艇にえい航され、マリナーに戻った。 主機は、本インシデント後の点検整備により、左舷機の点火プラグに不具合があったこと、及び過度の負荷によって右舷機が高温となり、クランクシャフトメタル等が破損したことが判明した。
分析	本船は、左舷機が点火プラグの不具合で始動できず、右舷機のみで航行中、機関が高温となってクランクシャフトメタル等が破損したことから、右舷機の運転もできなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、左舷機が点火プラグの不具合で始動できず、右舷機のみで航行中、機関が高温となってクランクシャフトメタル等が破損したため、右舷機の運転もできなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・主機を片舷で航行する際は、機関が高温とならないように注意して航行することが望ましい。
- ・機関の点火プラグは、予備品を船内に保管し、不具合が生じた際に交換できるようにすること。